



鵜飼開き(5月11日)に先立つ水神様の祠での神事(関市小瀬)

第 1 章

計画作成の目的

第1節	計画作成の背景	2頁
第2節	計画作成の目的	3頁
第3節	計画作成体制	4頁
第4節	実施期間及び計画期間	6頁
第5節	計画の位置づけ	6頁



第1節 計画作成の背景

国の重要無形民俗文化財に指定されている「^{ながらがわ}長良川の^{うかいりょう}鵜飼漁の^{ぎじゅつ}技術」は、^{うしゅう}鵜匠と称される漁師が飼い慣らした^う鵜を巧みに操り、^{あゆ}鮎などの川魚を捕える^{ぎょろう}漁撈の技術である。^{うぶね}鵜舟と呼ばれる舟に鵜匠と^{せんどう}船頭が乗り込み、川を下りながら漁を行う。

鵜飼漁が行われている長良川は、良好な水質を維持した日本屈指の清流である。豊富な水資源、^{ひよく}肥沃な土壌、多様な生態系等、様々な恩恵をもたらす長良川は、流域に暮らす人々の生活の基盤となる。その中流域に位置する岐阜市^{ながら}長良と関市^{おぜ}小瀬の2か所に、鵜飼漁の^{りょうば}漁場がある。

社会の変容に伴い、鵜飼漁を取り巻く状況は劇的に変化した。鵜匠は、鵜飼漁における鮎の漁獲量が減少したことにより、漁師としての仕事だけでは生計を立てていくことができなくなっている。漁主体から観光主体へと比重が変化する中で、鵜飼漁が継承されている。

鵜飼漁は、船頭をはじめ、道具を製作する職人、鵜捕獲者等、様々な人々によって支えられている。しかし、これらの人材も減少しており、十分な後継者を確保できていないのが現状である。特に、長良川流域で船頭を生業とする人材が減少し、深刻な船頭不足に悩まされている。

また、両市や両保存会による普及啓発や情報発信の取組を通じて、少しずつ鵜飼漁の価値や魅力が周知されてはいるものの、市民の関心度はいまだに低いと言わざるを得ない。また、自然環境の変化に伴う異常気象や、新型コロナウイルス感染症拡大等、新たな課題も増えてきている。

今後、文化財を継承していくには、様々な状況の変化に対応していかなければならない。従来の取組をさらに発展させるとともに、5年後、10年後、その先の未来を見据えた取組を計画的に実行していく必要がある。



岐阜市長良の鵜飼漁の漁場



関市小瀬の鵜飼漁の漁場



岐阜市長良と関市小瀬の位置図

第2節 計画作成の目的

本計画は、重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」を保存活用していくための方針や具体的な措置を示すものである。本計画を着実に実行することで、文化財を未来へと継承していくとともに、地域のさらなる発展・活性化に繋げていくことを目的とする。

また、本計画を、両保存会及び両市が中心となって文化財の保存活用に取り組んでいくための基本的な計画として位置付けるとともに、本計画を積極的に公開し、計画の内容を市民や関係者等と共有することで、様々な連携や支援への展開が期待できる。

本計画の前半（第1章～第4章）で、計画の方向性を検討するための前提となる文化財の価値と特徴、現状や課題等を整理し、それを踏まえて後半（第5章～第8章）で保存活用の基本方針や具体的な措置等を示す。

本計画では、以下のとおり章ごとにねらいを設定し、計画作成の作業を進めた。

章ごとのねらい一覧

章	ねらい
第1章 計画作成の目的	計画の目的及び各章のねらいを明確化する。
第2章 文化財の概要	文化財に関わる歴史や周辺環境、既往の調査研究を整理する。
第3章 文化財の価値と特徴	価値と特徴を踏まえ、保存活用の具体的な対象を特定する。
第4章 現状と課題	保存・活用・調査研究の視点から現状と課題を整理する。
第5章 基本方針	保存活用の基本方針を定め、将来の展望を描く。
第6章 具体的な措置	今後実施すべき具体的な措置を全て列挙する。
第7章 計画期間に実施する事業	計画期間(5年間)における事業の実実施計画を示す。
第8章 運営・体制	保存活用を推進していくための運営・体制を示す。

第3節 計画作成体制

本計画の作成主体は次の4者とする。

【保護団体】 岐阜長良川鵜飼保存会 小瀬鵜飼保存会

【行政】 岐阜市 関市

本計画作成の実務を行うために、令和2年1月22日、「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会を設立した。協議会は、両保存会の会長、両市の文化財部局及び観光部局の代表者、学識経験者の計7名で構成し、岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課及び関市協働推進部文化課文化財保護センターが事務局を務める。

「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会（令和3年3月時点）

委員氏名	役職	所属団体等
杉山 雅彦	会長	岐阜長良川鵜飼保存会会長
足立 太一	副会長	小瀬鵜飼保存会会長
井上 恵美子	事務局長	岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課長
遠藤 真理子	副事務局長	関市協働推進部文化課長
佐藤 哲史	監事	岐阜市ぎふ魅力づくり推進部次長兼ぎふ魅力づくり推進政策課長
今井田 和也	委員	関市産業経済部観光課長
大塚 清史	委員	岐阜市ぎふ魅力づくり推進部歴史文化財活用審議監兼歴史博物館長

本計画の内容は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年3月4日文化庁策定）を踏まえ、協議会の事務局が素案を作成し、協議会の総会にて審議・決定した。随時、文化庁及び岐阜県の指導助言を受けながら内容の検討を進めてきた。

両市は、様々な分野の学識経験者で構成する調査委員会の指導を受けながら、鵜飼漁の調査研究を実施してきた。本計画の内容についても調査委員会の指導助言を受けた。



「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会
(令和2年12月24日)



長良・小瀬鵜飼習俗総合調査合同委員会
(令和2年11月5日)



岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査委員会・関市小瀬鵜飼習俗総合調査委員会（令和3年3月時点）
 （調査の方向性、調査対象、調査成果の解釈等を審議・決定する組織）

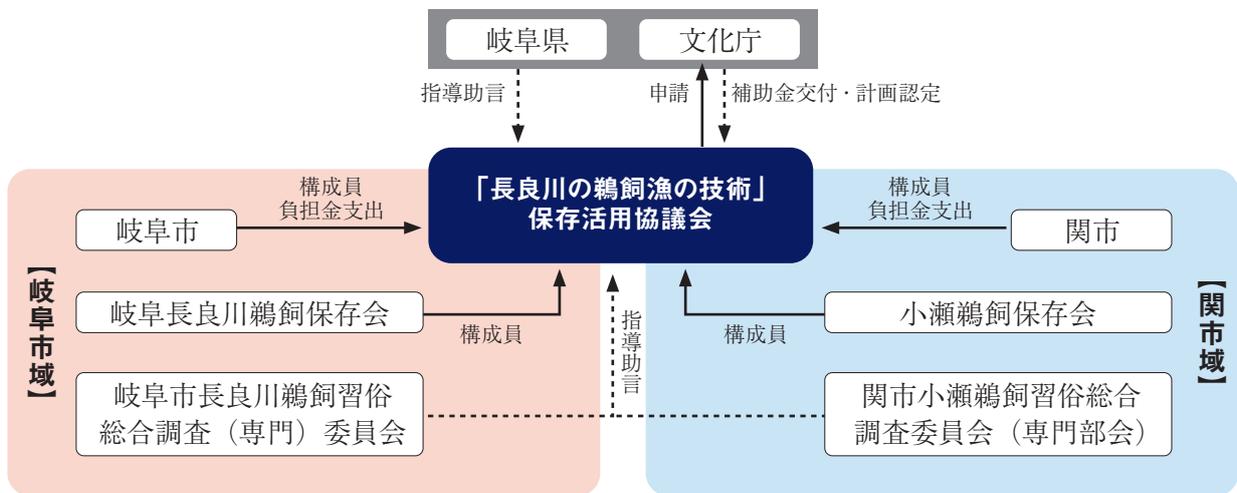
委員氏名(五十音順)	所属団体等	専門等
足立 太一	小瀬鵜飼保存会会長	鵜匠
伊東 久之	岐阜大学名誉教授	歴史・民俗
石野 律子	神奈川大学日本常民文化研究所客員研究員	民具
大塚 清史	岐阜市ぎふ魅力づくり推進部歴史文化財活用審議監兼歴史博物館長	民俗
笥 真理子	(公財)犬山城白帝文庫主任学芸員	歴史(文書)
白水 正	(公財)犬山城白帝文庫歴史文化館長	歴史・民俗
杉山 博文	岐阜女子大学理事長	民俗
杉山 雅彦	岐阜市長良川鵜飼保存会会長	鵜匠
日比野 光敏	愛知淑徳大学教職・司書・学芸員教育センター教授委員	民俗

※上記委員は両市の委員会委員を兼ねる(足立太一氏は関市の委員会のみ、杉山雅彦氏は岐阜市の委員会のみ)

岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査専門委員会・関市小瀬鵜飼習俗総合調査委員会専門部会（令和3年3月時点）
 （調査委員会の審議・決定を受けて実際に調査を行う組織）

委員氏名(五十音順)	所属団体等	専門等
今石 みぎわ	東京文化財研究所無形文化遺産部主任研究員	民俗
上杉 和央	京都府立大学文学部准教授	歴史地理
卯田 宗平	国立民族学博物館准教授	生態人類
亀田 佳代子	滋賀県立琵琶湖博物館上席総括学芸員	生態
瀬戸 敦子	岐阜女子大学文化創造学部助教	観光学
三戸 信恵	山種美術館特別研究員	美術史
望月 良親	高知大学教育学部講師	歴史(文書)

※上記委員は両市の委員会委員を兼ねる(瀬戸敦子氏は岐阜市の委員会のみ)

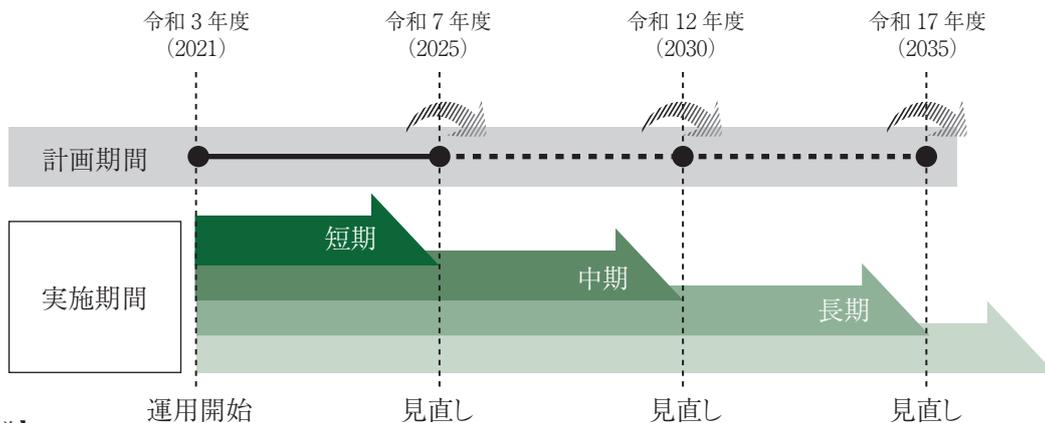


計画作成の組織体制

第4節 実施期間及び計画期間

文化財を未来へと継承していくためには、長期的な展望が必要である。そこで、保存活用の取組の実施期間を最長15年間とし、令和3年度から令和7年度までの5年間を短期、令和3年度から令和12年度までの10年間を中期、令和3年度から令和17年度までの15年間を長期として設定する。

短期に該当する令和3年度から令和7年度までの5年間を、本計画の計画期間とする。その後5年ごとに、実施した取組の成果を踏まえて本計画を見直すこととする。



【期間の定義】

- 計画期間・・・本計画において実際に取組の対象とする期間（5年間）
- 実施期間・・・保存活用の取組を実施する期間（計画期間以降も含む）

実施期間と計画期間の関係

第5節 計画の位置づけ

本計画は、両保存会及び両市が中心となって文化財の保存活用に取り組んでいくための基本的な計画であるとともに、両市が策定した様々な計画等の理念を具現化するための、個別の文化財計画の一つとしても位置づける。

岐阜市の都市づくりの総合的な方針を示す「ぎふし未来地図」では、主に「政策5 生涯を通じた生きがいづくりの推進」の施策として「生涯学習の推進」、「政策12 観光・交流の活性化」の施策として「歴史・文化など地域資源を活用した観光振興」等があり、本計画の実行を通じてこれらの理念を具現化していく。

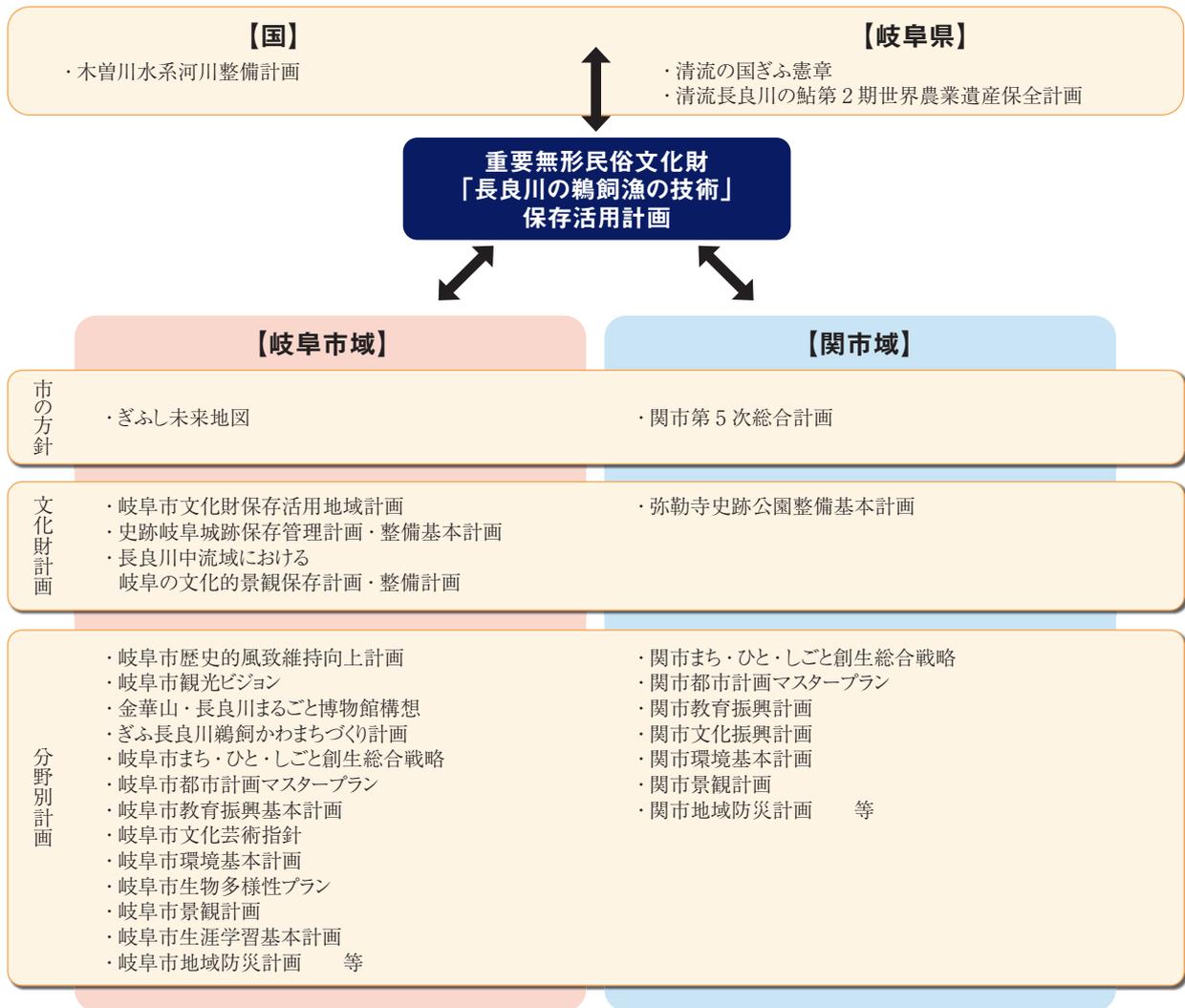
関市のまちづくりの指針となる「関市第5次総合計画」においても、主に「政策3 「まち」を共に創る（地域づくり・協働）」の「施策16 生涯学習」や「施策18 文化・芸術・歴史」、「政策4 「まち」に活力を生む（産業・経済・雇用）」の「施策22 観光」等があり、本計画の実行を通じてこれらの理念を具現化していく。

また、本計画は次の計画と整合・連携したものにする。



- ・「岐阜市文化財保存活用地域計画」（令和2年7月認定）
- ・本計画以外の個別の文化財計画
- ・両市の関連する分野別計画（都市、まちづくり、観光、文化、歴史、自然、防災等）
- ・国や岐阜県が策定した長良川に関連する計画

さらに、本計画の取組を推進することで、2015年の国連サミットで採択された国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、主に8つの目標達成に繋げていく。



本計画の位置づけ



本計画が達成を目指す SDGs の 8つの目標